○国土交通省告示第三百三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年五月十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－2348	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－ＮＨＰＮＺＦＸＥ２	トヨタ　ＤＡＡ－ＮＨＰ１０Ｈ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年五月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－2767	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ０５Ｃ－ＴＣＡ	日野　２＊Ｇ－ＲＵ２Ａ＊＊＊＊、日野　２＊Ｇ－ＲＲ２Ａ＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊐Ｇ－2772	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ０９Ｃ－ＵＴＡ	日野　２＊Ｇ－ＲＵ１Ａ＊＊＊＊	〃
㊐Ｇ－2773	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ１３Ｃ－ＡＢＡ	日野　２＊Ｇ－ＲＵ１Ｅ＊＊＊＊	〃

○国土交通省告示第三百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年六月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－2775	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ２８－１ＤＣ－４ＨＫ１－２	いすゞ　２ＲＧ－ＦＲＳ９０Ｓ２、いすゞ　２ＰＧ－ＦＳＳ９０Ｓ２、いすゞ　２ＲＧ－ＦＳＳ９０Ｓ２、いすゞ　２ＰＧ－ＦＳＳ９０Ｓ２、ＵＤトラックス　２ＲＧ－ＢＲＳ９０Ｓ２、ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＢＲＳ９０Ｓ２、ＵＤトラックス　２ＲＧ－ＢＳＳ９０Ｓ２、ＵＤトラックス　２ＰＧ－ＢＳＳ９０Ｓ２	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第三百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－2728	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡＡ－ＢＭＳ５－ＬＤＡ１	マツダ　ＬＤＡ－ＢＭＬＦＰ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第三百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年七月二十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ４３－１３Ｒ－１１０００１	トラック、バス及びトレーラの制動装置　ＵＤトラックス　ＰＣＤ３ｘ２	ＵＤトラックス　ＣＤ、ＵＤＴＢ	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
Ｅ４３－１３Ｒ－１１０００２	トラック、バス及びトレーラの制動装置　ＵＤトラックス　ＰＣＤ３ｘ４	ＵＤトラックス　ＣＷ、ＣＸ、ＣＷＢ、ＵＤトラックス　ＧＷＢ	〃

○国土交通省告示第三百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年八月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ－2760	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｒ２０Ｔ３２ＰＧ	三菱　２ＲＧ－Ｆ＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第三百九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年八月九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一